



岩手県
保健福祉部長寿社会課

高齢者の尊厳の保持及び 高齢者虐待の防止について

令和5年度 集団指導 資料

令和5年7月

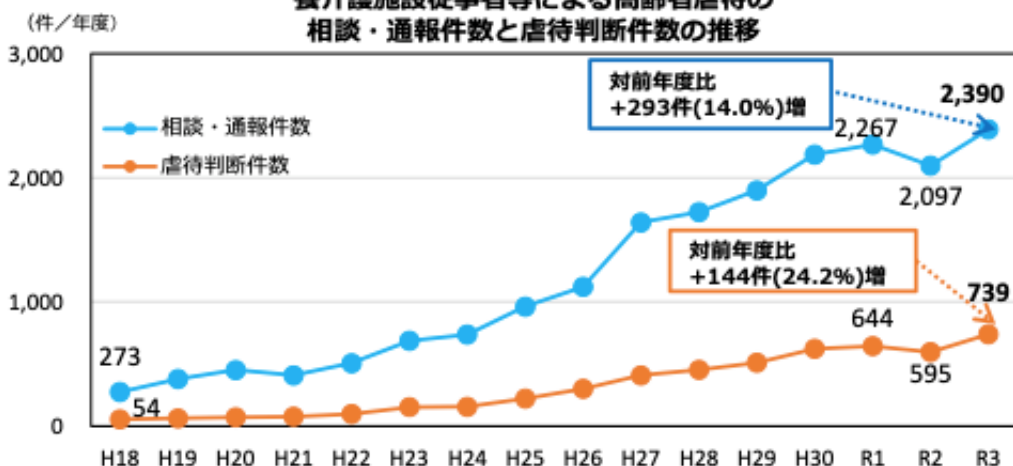
【本日の内容】

1. 高齢者虐待の状況
2. 行政処分の状況
3. 高齢者虐待防止に係る法律・制度等
4. 令和4年度岩手県身体拘束実態調査の概要
5. 高齢者虐待防止に関する研修（高齢者権利擁護等
推進事業）
6. 高齢者の尊厳の保持

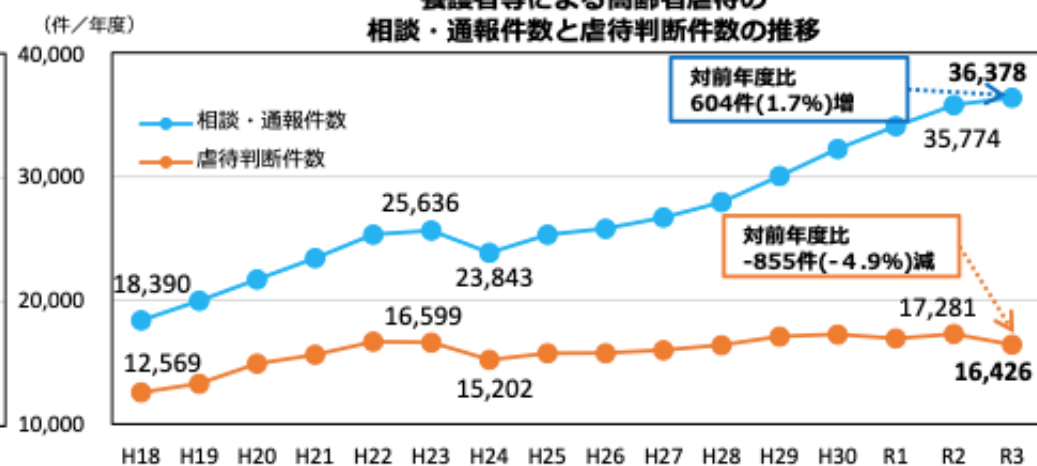
1 高齢者虐待の状況（全国の状況）

令和3年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
被虐待者	男性390人(28.6%) 女性974人(71.3%) 不明2人(0.1%)	男性4,097人(24.4%) 女性12,713人(75.6%) 不明0名(0.0%)
虐待者	男性 52.2% 女性 45.2% ※介護従事者男性割合 18.8%	息子 38.9% 夫 22.8% 娘19.0%
相談・通報者	当該施設職員が29.8%で最多。次いで当該施設管理者等が16.3%。	警察が32.7%で最多。次いで介護支援専門員が24.9%。
相談・通報受理からの期間(中央値)	事実確認開始まで4.5日 虐待判断まで35日	事実確認開始まで0日(即日) 虐待判断まで2日
主な発生要因	教育・知識・介護技術等に関する問題 56.2% 職員のストレスや感情コントロールの問題 22.9%	被虐待者の認知症の症状 55.0% 虐待者の介護疲れ・介護ストレス 52.4% 虐待者の精神状態が安定していない 48.7%
虐待種別(複数回答)	身体的虐待 51.5%(身体拘束有 24.3%)、心理的虐待 38.1% 介護等放棄 23.9%、経済的虐待 4.0%、性的虐待 3.5%	身体的虐待 67.3%、心理的虐待 39.5%、介護等放棄 19.2% 経済的虐待 14.3%、性的虐待0.5%
その他	《主な施設種別》 特別養護老人ホーム 30.9% 有料老人ホーム 29.5% グループホーム 13.5% 介護老人保健施設 5.3% 《虐待等による死亡事例》 1件 2人(対前年度比 2件 1人減)	《虐待等による死亡事例》 37件 37人(対前年度比 12件 12人増)

1 高齢者虐待の状況（岩手県の状況）

(1) 相談・通報件数

	R2	R3	増減	相談・通報者（内訳）
要介護従事者等	8	18	+10件 (125%)	・当該施設職員 8件 ・施設・事業所の管理者 6件 など
養護者	347	339	▲8件 (▲2%)	・介護支援専門員 107人 ・警察 98人 など

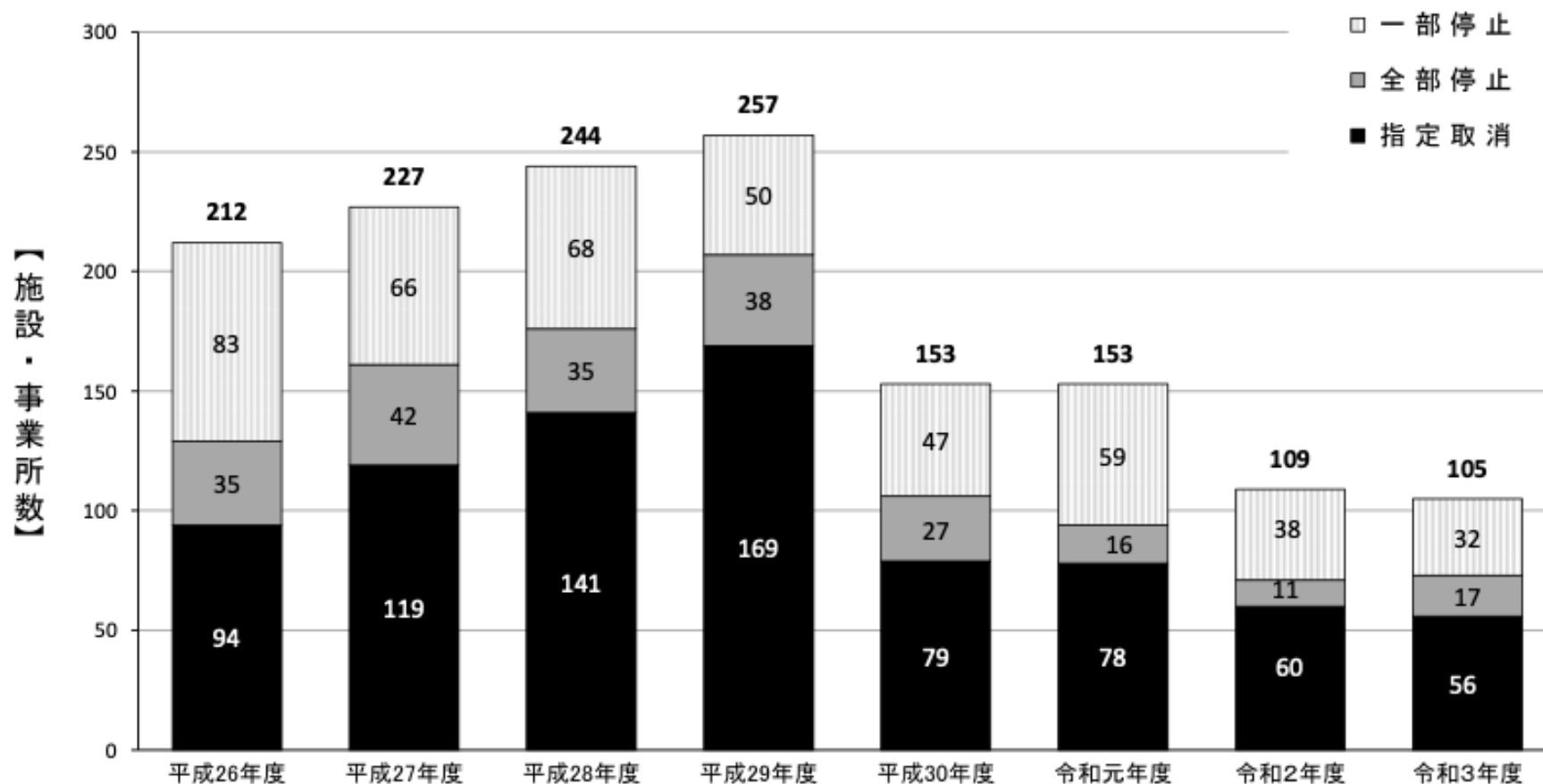
(2) 虐待の事実が認められた件数（認定件数）

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	
養介護施設従事者等	認定件数	0	3	5	2	3	4	
	被虐待者数	全体	0	6	17	2	3	6
		男性	0	3	4	0	1	1
		女性	0	3	13	2	2	5
養護者	認定件数	171	140	141	149	172	175	
	被虐待者数	全体	175	146	147	152	185	180
		男性	28	42	35	35	39	49
		女性	147	104	112	117	146	131

2 行政処分状況（全国状況）

5. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 数内訳【年度別】（平成26年度～令和3年度）

（図5）

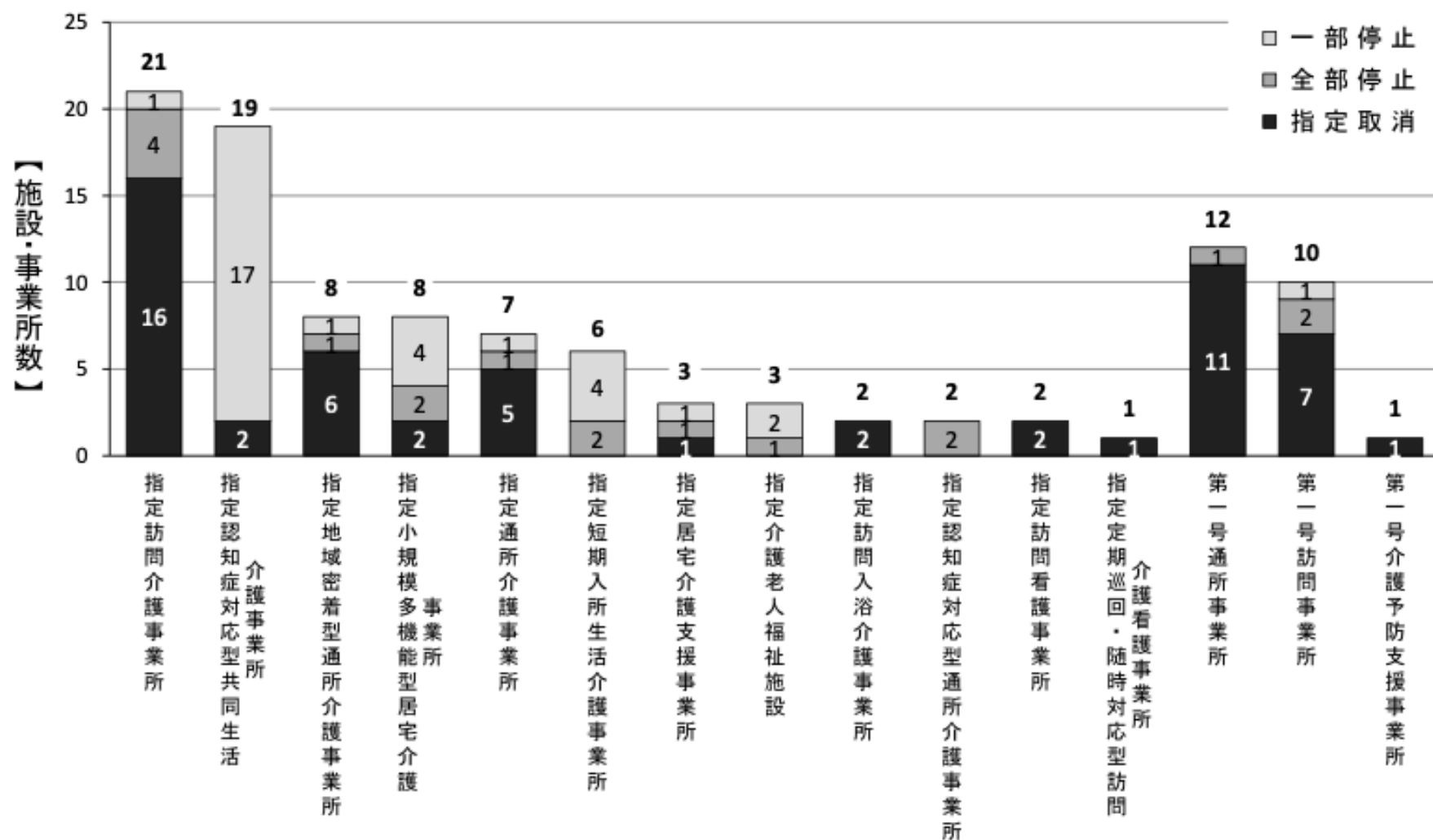


注：1）件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

2）平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

4. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 数内訳【サービス別】(令和3年度)

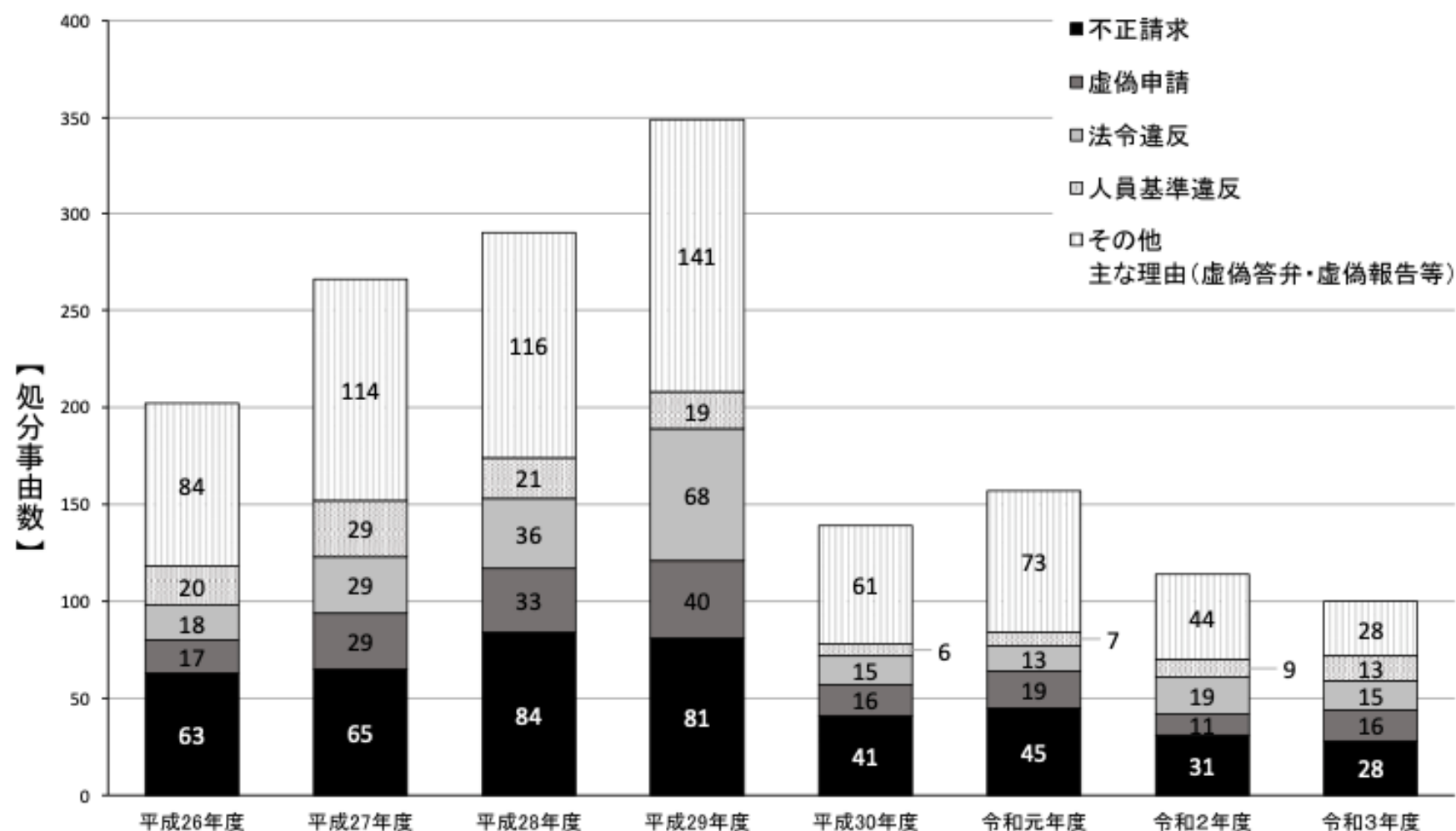
(図4)



注：各サービスごとの件数には、介護予防サービス分を含む。

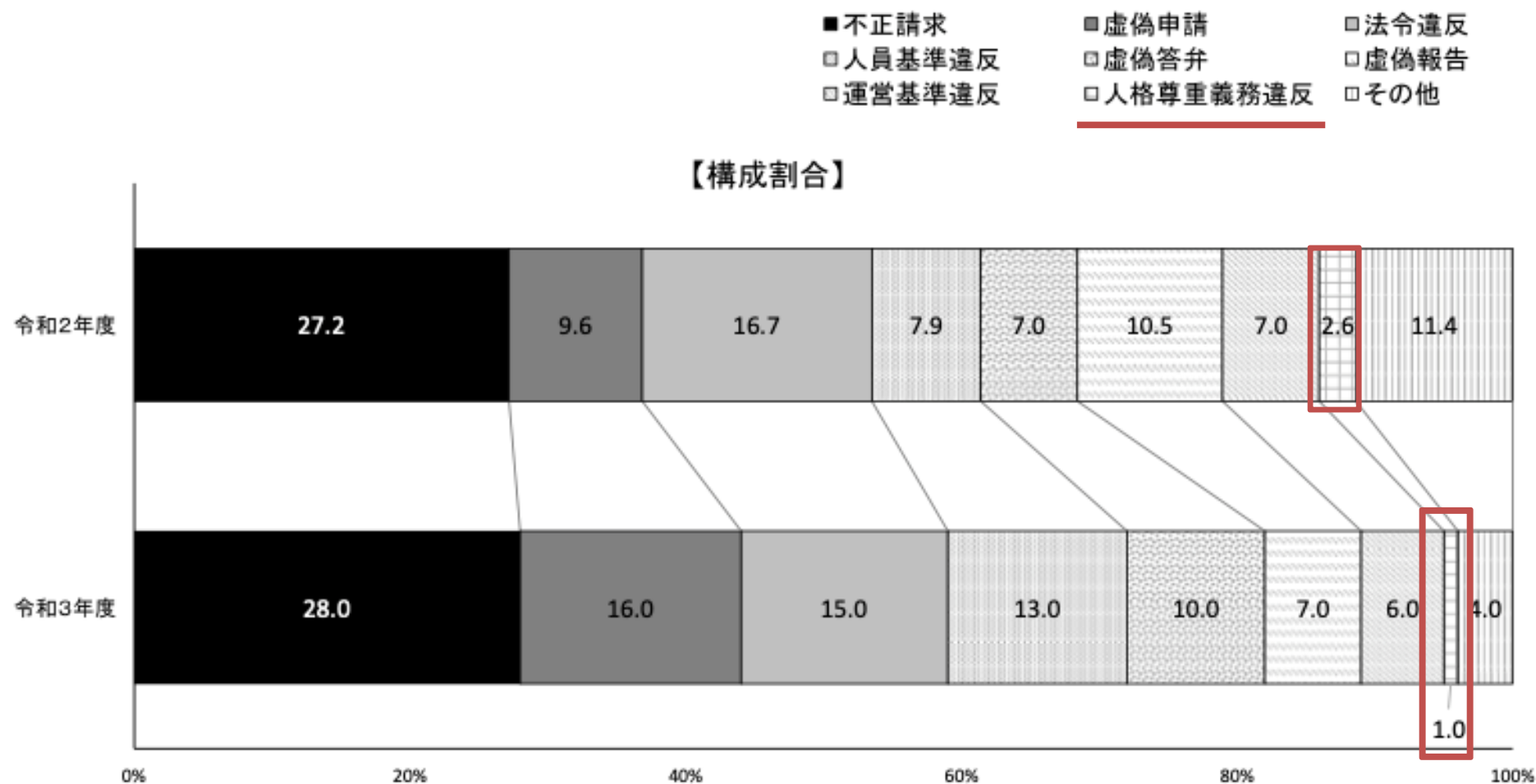
6. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和3年度)

(図6)



- 注：1) 処分事由は令和3年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

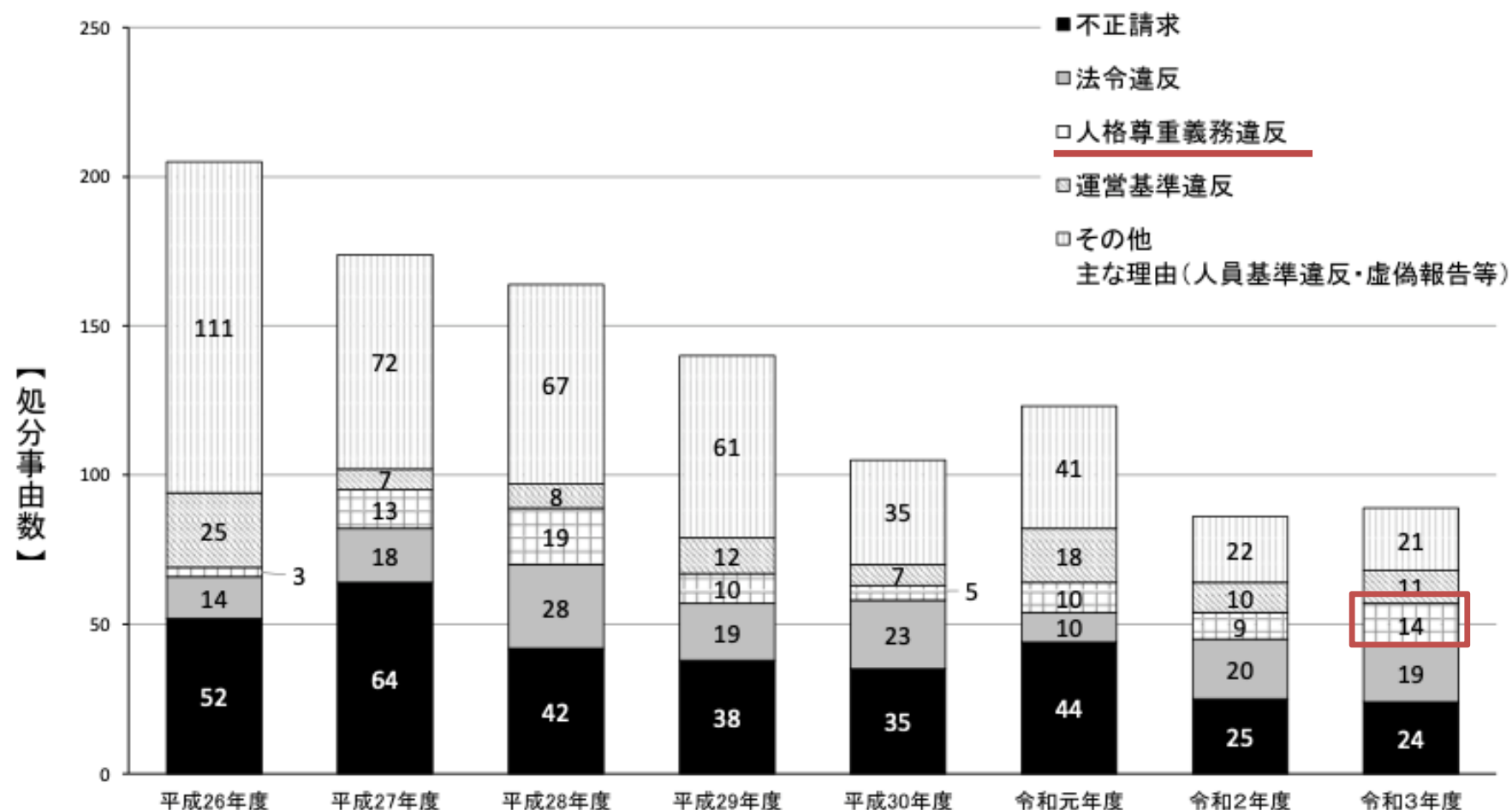
7. 指定取消における処分事由【構成割合の比較】 (令和2年度・令和3年度) (図7)



注：1) 指定取消における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上している。

8. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和3年度)

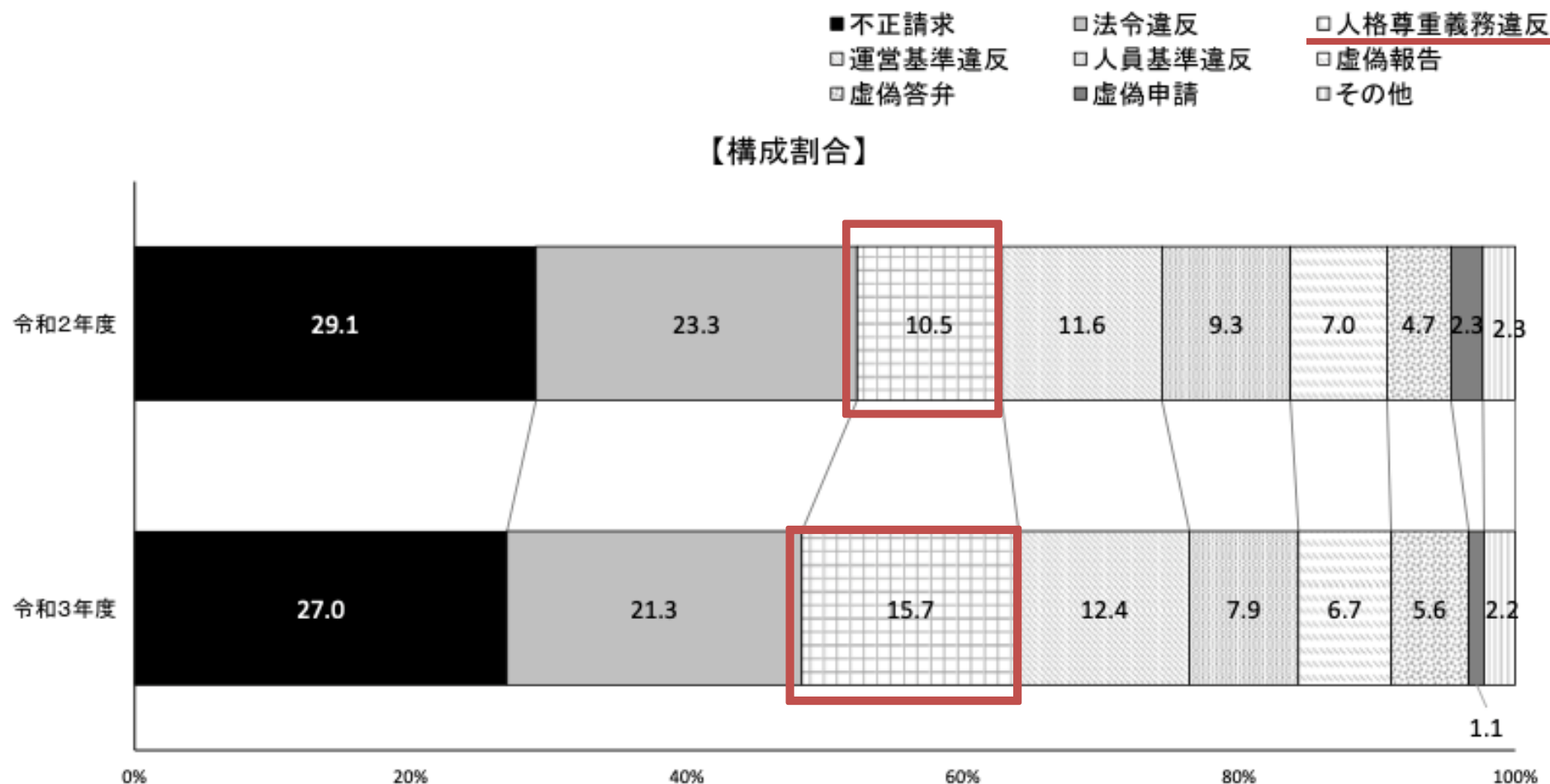
(図8)



- 注：1) 処分事由は令和3年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。
 5) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した件数である。

9. 指定の効力の停止における処分事由【構成割合の比較】 (令和2年度・令和3年度)

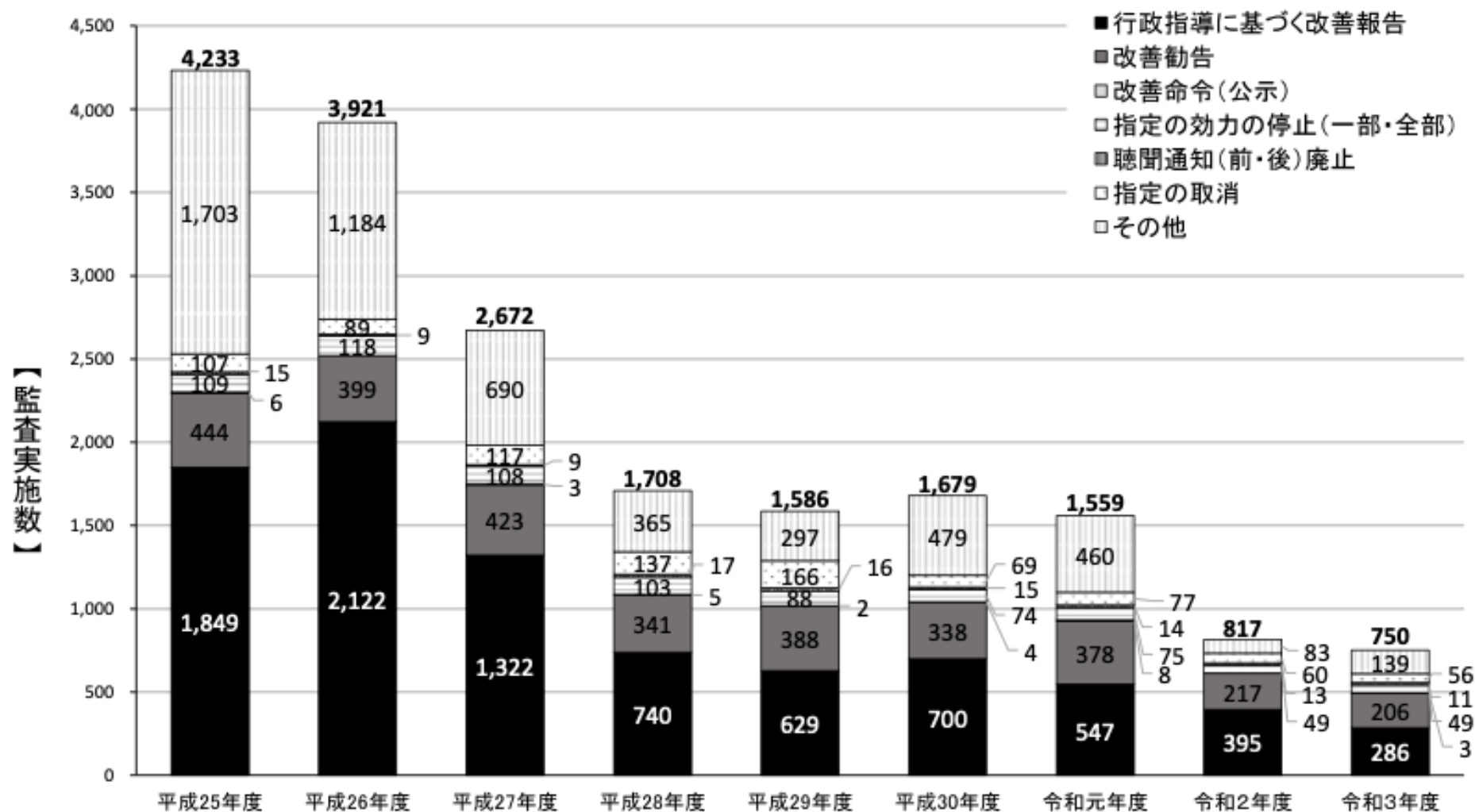
(図9)



- 注：1) 指定の効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
 2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上している。
 4) 指定の効力の停止は、一部と全部を合算したものである。

3. 監査実施事業所数・監査結果の年次推移 (平成25年度～令和3年度)

(図3)

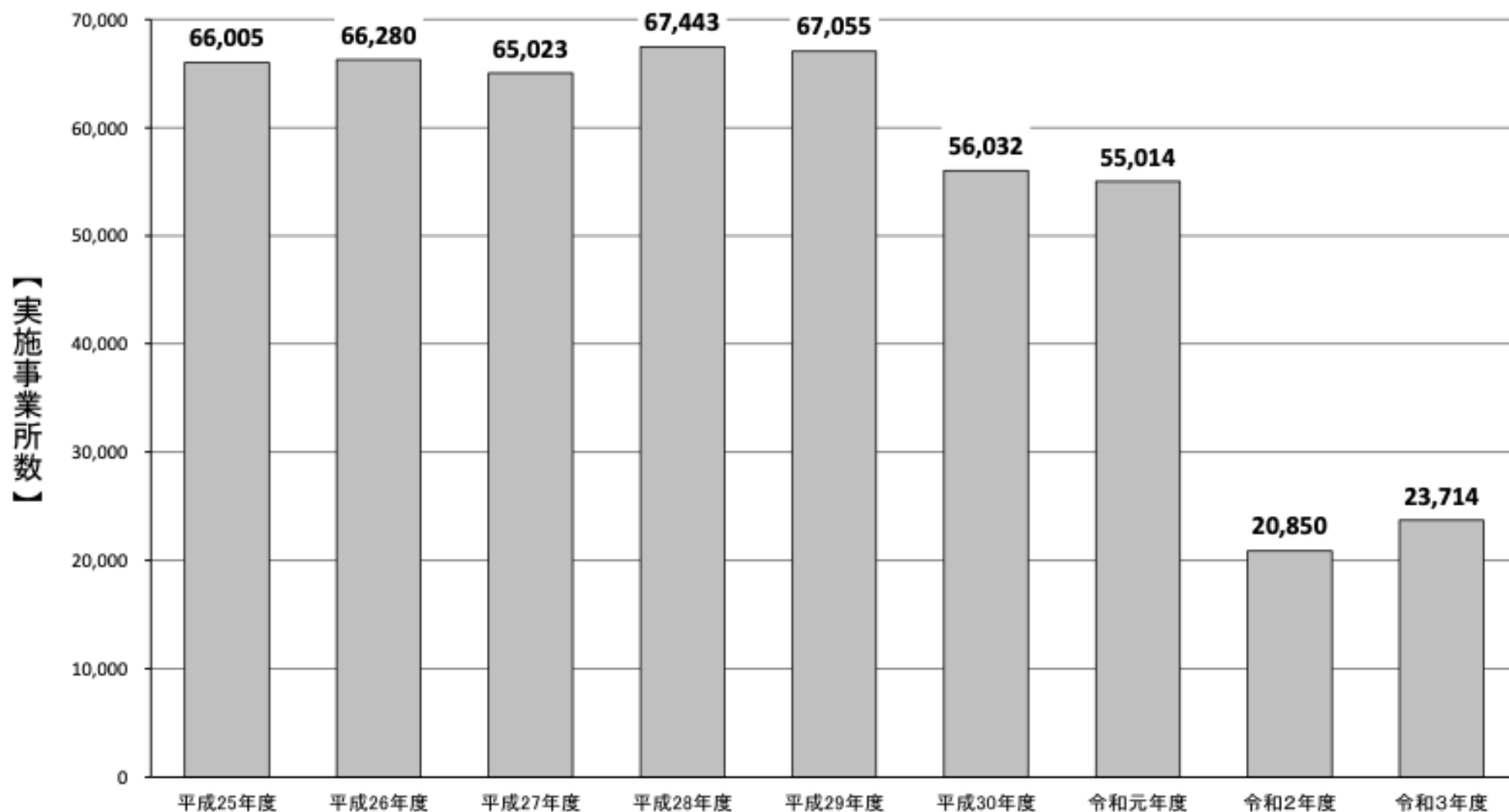


注：1) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

2) その他とは、監査を実施したが改善指導に至らなかった、あるいは翌年度以降に処分等を予定しているものである。

2. 実地指導の実施事業所数の年次推移 (平成25年度～令和3年度)

(図2)



注：介護保険法第71条又は第72条によるみなし指定を受けた事業所を除く。

2 行政処分の状況（岩手県の状況）

年度	居宅サービス	施設サービス	居宅介護支援	処分理由	処分内容
H16	1		1	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽報告 不正請求 	取消
H17	1			<ul style="list-style-type: none"> 不正の手段により指定 運営基準違反 	取消
H18			1	<ul style="list-style-type: none"> 運営基準違反 不正請求 	取消
H19	2			<ul style="list-style-type: none"> 運営基準違反 不正請求 	取消
H24	2			<ul style="list-style-type: none"> 不正の手段により指定 虚偽報告 運営基準違反 不正請求 	取消
H28	2			<ul style="list-style-type: none"> 不正請求 	取消
R4	4	1		<ul style="list-style-type: none"> 人格尊重義務違反 介護保険法違反 	全部効力停止12月

※ 居宅サービスには、予防居宅サービスを含む

3 高齢者虐待防止に係る法律・制度等

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

○ 高齢者虐待の定義

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

○ 市町村への通報義務

高齢者施設・事業所の従業者は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに**市町村に通報する義務**がある。

なお、通報を理由とする解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されている。

○ 行政の指導監督

介護保険法等

- 介護保険法第23条、第24条には、行政（市町村・県・国）が介護保険施設・事業所に対し、運営指導を行うことができる旨が規定されている。
- 運営指導を行う場合は、行政から介護保険施設・事業所に対し、運営指導を行う旨を原則1月前までに通知する。ただし、高齢者虐待が疑われる等、あらかじめ通知したのでは日常のサービス提供状況を確認することができないと認められる場合は、運営指導開始時に通知する。（「介護保険施設等の指導監督について（令和4年3月31日付け老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）」）

⇒ **高齢者虐待が疑われる場合は、抜打ち検査が行われることもある。**

運営指導中に次の状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「監査」に切り替え、事実関係の調査・確認が行われる。

1. **人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の違反** 又はその疑いがある場合
2. **介護報酬請求について不正** 又はその疑いがある場合
3. **不正の手段による指定等** を受けている場合 又はその疑いがある場合
4. **高齢者虐待等** により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている場合 又はその疑いがある場合

○ 行政の指導監督

介護保険法等

◆ 「監査」とは

監査は、運営指導から切り替えられる場合に加え、次の行政等に寄せられた情報を踏まえ、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認のため、立入検査等により行われる。

1. 通報・苦情・相談等に基づく情報
2. 市町村が高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
3. 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センターへ寄せられる苦情
4. 連合会・保険者からの通報情報
5. 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等
6. 介護サービス情報の報告及び公表（介護保険法第115条の35第4項）の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

◆ 監査で指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合

「勧告」「命令」「指定等の一部又は全部の効力停止」、「指定等の取消し」などの行政上の措置が行われる。

○ 行政の指導監督

介護保険法等

◆ 行政上の措置の区分

	行政上の措置の内容	公表の有無	事業者の対応
勧告	監査で確認された指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く）について、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告	期限内に勧告に従わなかったときは、公表される場合あり	改善に取り組み、改善報告書を期限内に提出
命令	正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命令	公表される	改善に取り組み、改善報告書を期限内に提出
取消、全部若しくは一部の効力停止	指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、介護保険法の処分事由に該当する場合は、指定・許可の取消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力停止	公表される	5年間、介護サービスの指定・許可申請ができない（取消の場合のみ）

※ 行政上の措置に該当しないが改善を要する事項は、運営指導に準じて改善報告書の提出が求められる。

※ 介護老人保健施設及び介護医療院については、上記措置に加え、「設備の使用制限等」「管理者の変更命令」が設けられている。

○ 介護保険指定基準等の規定（近年の改正内容）

平成30年度介護報酬改定

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

上記基準を満たさない場合
身体拘束廃止未実施減算 100分の10

【対象施設】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

令和3年度介護報酬改定

- 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。
 1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、結果を従業者に周知徹底
 2. 虐待の防止のための指針を整備
 3. 研修の実施（年1回（施設は2回）、新規採用時）
 4. 担当者の設置
- 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

【対象】全ての介護サービス事業者

※ 令和6年3月31日まで努力義務、令和6年4月1日より義務化

○ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の役割

- 次のような事項に係る検討
 1. 虐待防止検討委員会の組織に関すること
 2. 職員研修の内容
 3. 虐待等について職員が相談・報告できる体制整備
 4. 虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法
 5. 虐待等が発生した場合、発生原因等の分析、再発防止策
 6. 再発防止策の効果についての評価
- 委員会の組織体制、再発防止策等の従業員への周知徹底

○ 虐待の防止のための指針に盛り込む事項

虐待防止に関する基本的考え方、虐待防止検討委員会の組織、職員研修の基本方針、虐待等発生時の対応方法、虐待等発生時の相談・報告体制、成年後見制度の利用支援、虐待等に係る苦情解決方法、指針の閲覧、その他虐待等の防止推進のために必要な事項

○ 介護保険指定基準等の規定（身体拘束関係）

介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」

（対象）介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設入所者生活介護事業所、介護医療院、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入所者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入所者生活介護事業所

緊急やむを得ない場合の対応

「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

【三要件】

切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

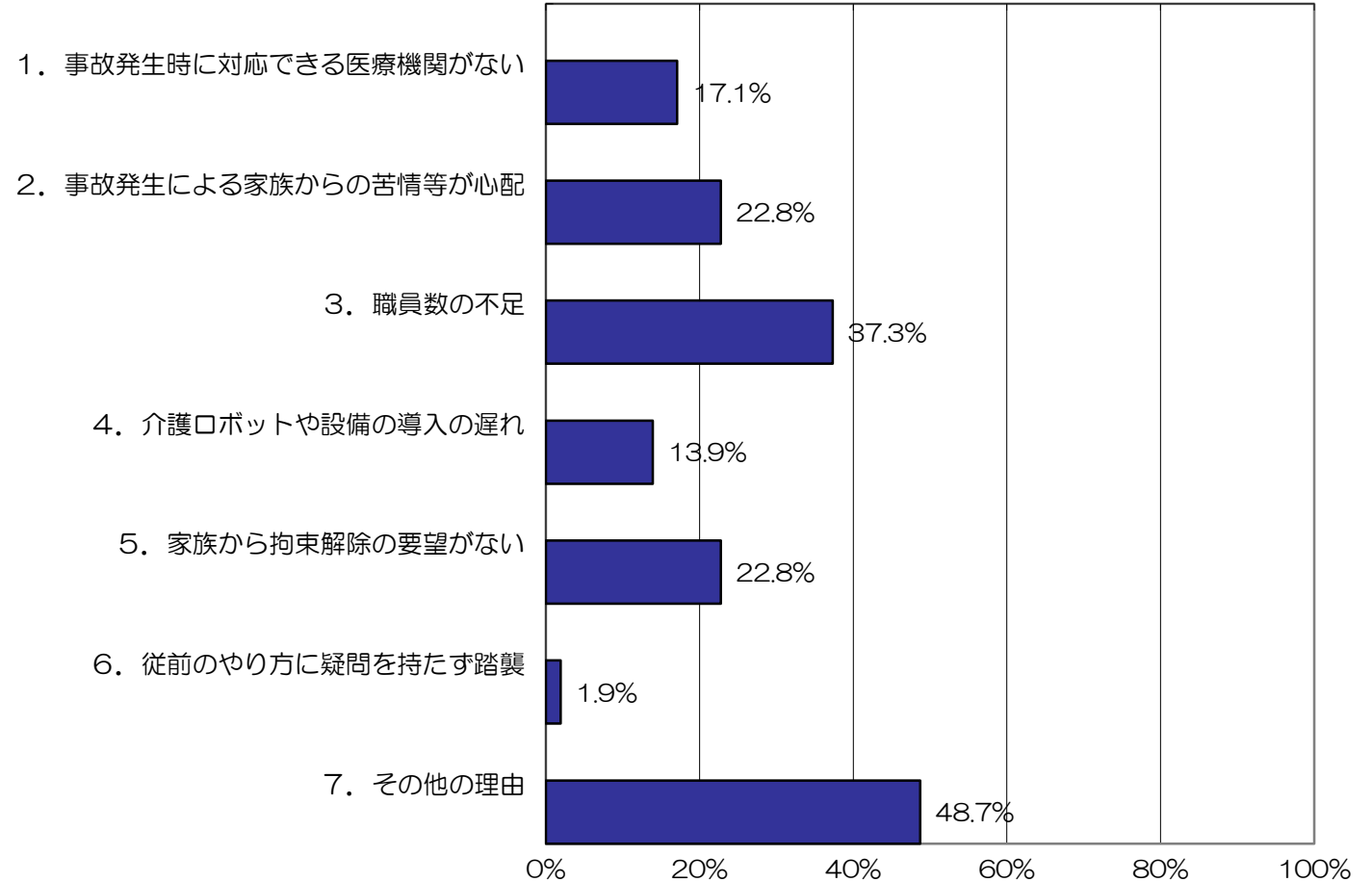
4 令和4年度岩手県身体拘束実態調査の概要

		R4	R3
身体拘束廃止関連研修受講者数（受講率）		12,611人（88.1%）	9,825人（74.4%）
うち、施設内研修受講者数（受講率）		11,230人（78.4%）	9,558人（72.4%）
身体拘束実施施設数（対象者数）		106施設（343人）	112施設（393人）
身体拘束実施 延べ件数		388件	440件
うち、緊急件数※（割合）		335件（86.3%）	347件（78.9%）
身体拘束対象者の身体拘束廃止の見通し	調査期間内に廃止済	6.7%	4.6%
	3ヶ月以内廃止見込	15.2%	11.2%
	3ヶ月以内廃止困難	78.1%	84.2%
	無回答	0%	0%

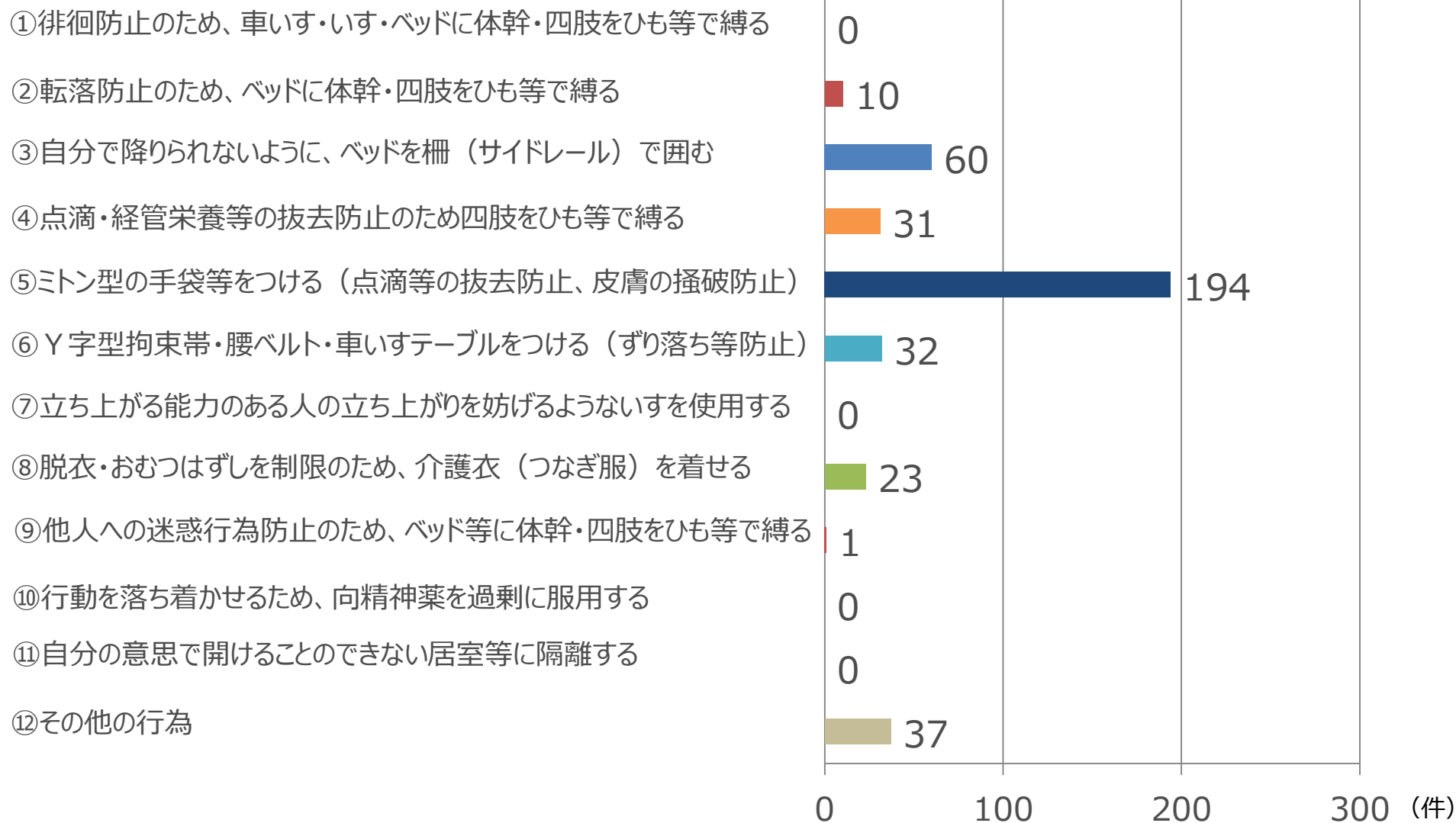
※ 緊急三要件を満たす

○ 身体拘束の廃止が困難な理由（複数回答）

身体拘束の廃止が困難な理由（複数回答）

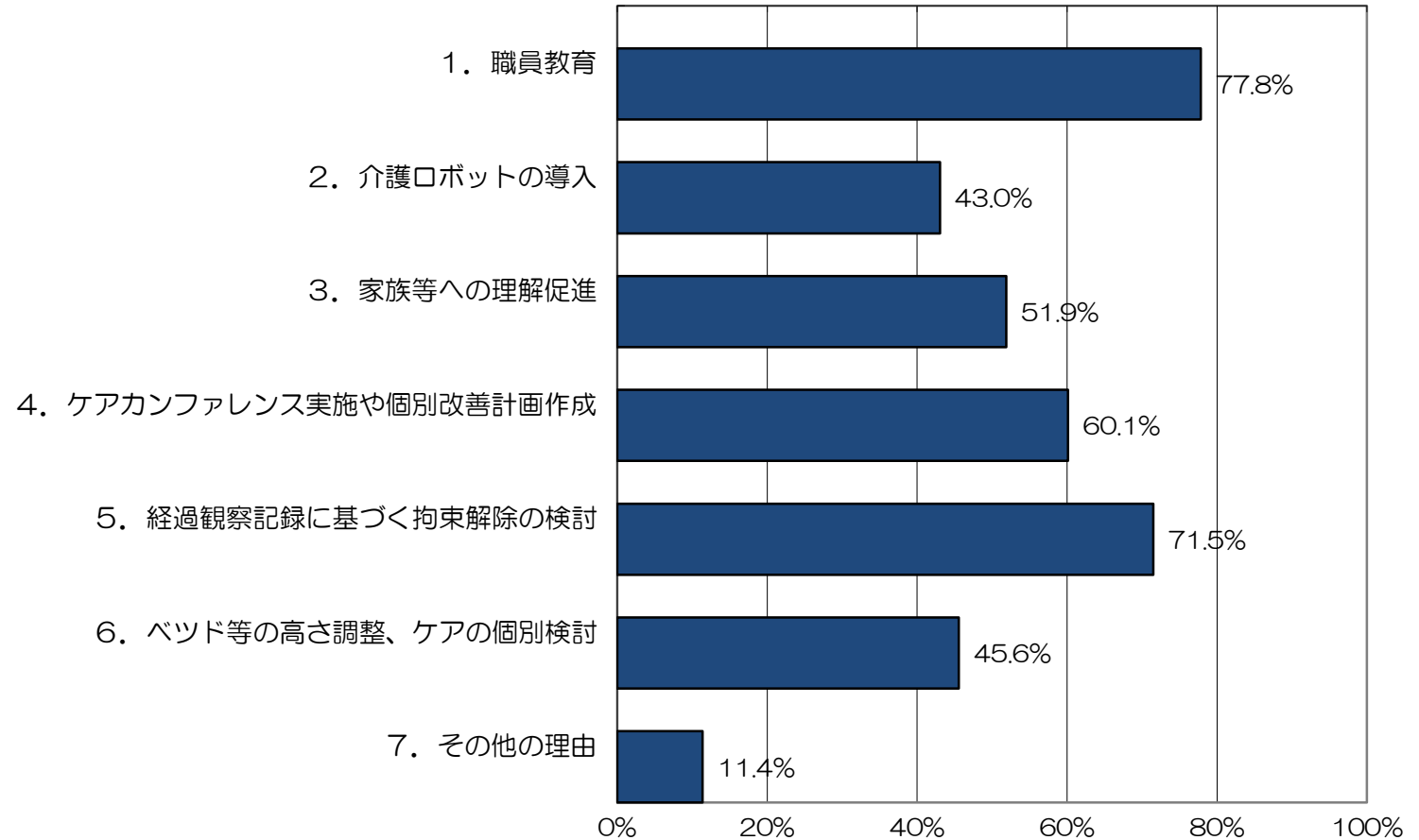


○ 具体的な行為



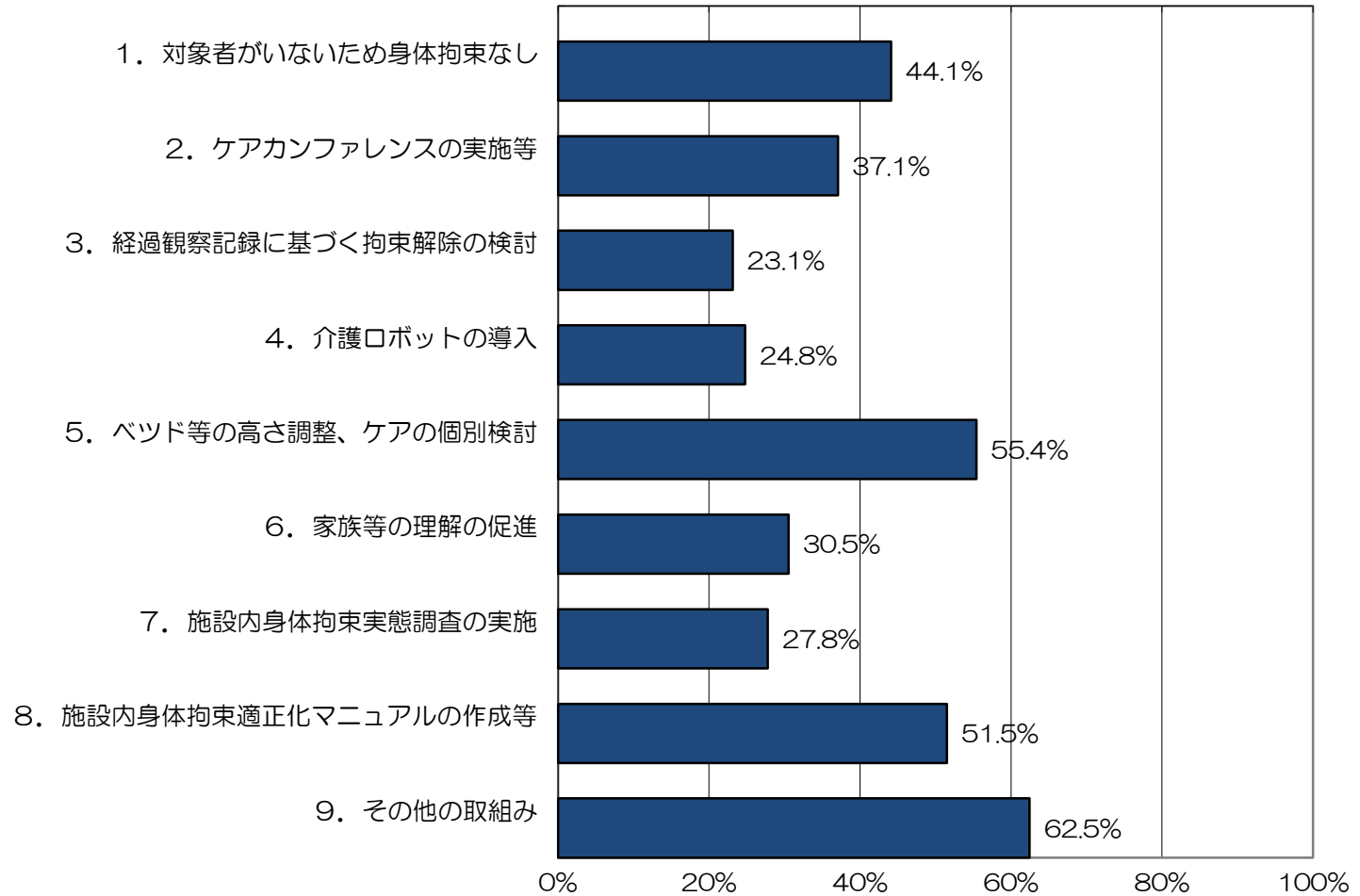
○ 身体拘束廃止に向けた今後の取組みや必要な支援（複数回答）

身体拘束廃止に向けた今後の取組や必要な支援（複数回答）



○ 身体拘束廃止・適正化のための取組状況（複数回答）

身体拘束廃止・適正化のための取組状況（複数回答）



○ 身体拘束廃止・適正化のための取組状況（複数回答）

9. その他の取組の主な内容

- 「権利擁護推進」に向けたチームがあり、身体拘束廃止・虐待防止に関わる内容でチームから職員へ向けて注意喚起の文書を定期的に示したり、研修会を実施している。
- ミトン手袋ではなく、綿手袋に小さなぬいぐるみを付けたり、スポンジを付けたりミトン以外の手袋で代替している。
- 身体拘束体験の実施。「身体拘束廃止宣言」「身体拘束廃止に向けた基本方針」の掲示。
- 人員配置（時間、人数）による見守り状況の適正、充足化を確認、検討。
- 職員の心得を制定し、折々に唱和している。
- 不適切なケアがないかどうか研修やアンケートにて、職員に振り返りをしてもらっている。
- 利用者の話を良く聞いて、動きたいときは止めずに一緒に居ること。最初の頃は、時間を取られ大変ですが、利用者が安心してできるようになると、不穏行動も落ち着くので、私の施設では拘束をしていません。
- ヒヤリハットの事例から身体拘束につながりそうな内容について検討を行っている。
- 身体拘束適正化委員会にて「スピーチロック等の身体拘束に繋がるケースは無かったか？」や「声のトーンの高低に関して」職員間にて意見を出し合ったりして情報共有している。
- 入居時に身体拘束をしない事と、そのリスク説明を行い、同意を得ている。
- 「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書」と「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を活用。
- 入所契約時に「拘束は行わない」旨の文書で契約する。また、有料老人ホームはいかなる場合でも「拘束」の判断は、できないし、やらないように当初から徹底しており、必要と思われる場合は、主治医へ上申して指示を仰ぐ。入院や薬の処方を医師の診断で決定する。
- 拘束をしない為の対策を職員で検討している為、拘束をしていない。（拘束の実績なし）
- 併設事業所共同（訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所）で対策を講じている。
- 「身体拘束ゼロへの手引き」を参考に、当事業所で必要な取り組みについて社内研修にて共有化している。
- 代替方法についての個別処遇会議の開催、実施。

5 高齢者虐待防止に関する研修（高齢者権利擁護等推進事業）

研修名	対象者	目的	備考
権利擁護推進員養成研修会	介護施設等の施設長、介護主任等指導的立場にある者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法の趣旨理解 ・利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法の習得 ・権利擁護の取組を指導する人材養成 	修了者 R4 : 29名 R3 : 27名 R2 : 29名 R1 : 91名
看護指導者養成研修	都道府県において看護の指導的立場にある者	<ul style="list-style-type: none"> ・看護実務者研修の企画・立案や講師を担う人材養成 ・地域における権利擁護のネットワーク構築を推進する人材養成 	公益社団法人日本看護協会が行う研修に派遣(1名)。
看護実務者研修	介護現場において実際に権利擁護の取組を担当する看護職員	医療的な観点からの取組を行うために必要な知識の習得	修了者 R4 : 32名 R3 : 29名 R2 : 中止 R1 : 66名

6 高齢者の尊厳の保持

介護保険法第74条第6項 等

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

憲法第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

憲法第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

一人ひとりの尊厳を守るために

- 認知症等の症状や背景の事情等について深く掘り下げ、対応を模索する姿勢
- 他職種との連携や利用者、家族等との協力
- 職員が悩みや困りごとを気軽に相談できる体制の整備 など

【 引用 】

- 令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和5年3月 厚生労働省）
- 令和3年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（岩手県の状況）（令和4年12月 岩手県保健福祉部長寿社会課）
- 令和4年度身体拘束実態調査（令和5年5月 岩手県保健福祉部長寿社会課）
- 身体拘束ゼロ作戦推進会議「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省）
- 実践 介護現場における虐待の予防と対策（令和2年3月16日 外岡潤）



【お問合せ】

○ 岩手県保健福祉部長寿社会課
TEL:019-629-5441
FAX:019-629-5444

○ 県ホームページ
トップページ > くらし・環境 > 福祉 > 高齢者福祉
> 高齢者の権利擁護、虐待防止について

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/fukushi/koureisha/1003674.html>